



確定申告の時期がそろそろ終わり、皆さまも個人で申告のある方は、ご準備など大変な時期だったかと思います。ご協力いただきありがとうございました。申告業務も滞りなく進められ、そろそろ落ち着き始めております。

3月に入り、風が強い日などはありますが、春の訪れを感じる日が増えてきました。今年の桜の開花予想は全国的に平年より早く、19日に東京は開花する見込で、桜の満開は25日の予想だそうです。

## 定額減税 同一生計配偶者の把握について

6月から給与所得者に係る定額減税が実施されます。

【対象者 = 基準日在職者】①従業員等のうち令和6年6月1日現在勤務中②源泉徴収税額表の甲欄が適用③居住者

【減税額】 ①基準日在職者分3万円 + ②その同一生計配偶者分3万円 + ③扶養親族1人につき3万円を加算

### 【同一生計配偶者】

- ① 基準日在職者と生計を一にする配偶者
- ② 令和6年中の合計所得金額が48万円（給与所得だけの場合は給与等の収入が103万円）以下である居住者

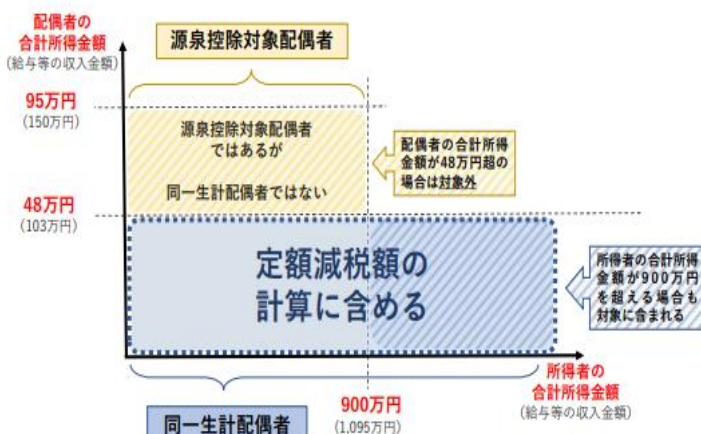
### 【源泉控除対象配偶者と今回の定額減税との関係】

所得の見積額	48万円以下	48万円超 95万円以下
控除の種類	配偶者控除	配偶者 <b>特別</b> 控除
定額減税	<b>対象</b>	対象外

- ① 所得の見積額が48万円以下として配偶者控除の対象となる場合は、定額減税も対象となるため、月次減税額に同一生計配偶者分として3万円加算します。
- ② これに対して、48万円超95万円以下として配偶者**特別**控除の対象となる場合は、**定額減税の対象外**となるため、月次減税額に配偶者分として3万円を加算しません。

»»» 所得の見積額が48万円以下か否かの確認には注意が必要です。

給与担当者は提出を受けた扶養控除等申告書を必ず確認し、対象となる同一生計配偶者を正しく把握することが求められます。



(記載例) <同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認・月次減税額の計算>



## 【上場株と非上場株】

### 譲渡益と譲渡損は通算可能ですか？】

上場株式等の譲渡による損失については、その譲渡をした年の他の上場株式等によって生じた譲渡所得等の金額により控除する、いわゆる損益通算を行うことができます。

上場株式等の配当等があれば、この配当等との損益通算も可能です。

しかし、**非上場株式より生じた譲渡損益は、上場株式等との通算はできません。**

また、上場株式等の譲渡による損失については、その譲渡をした年の他の上場株式等によって生じた譲渡所得等の金額より控除しても、なお控除できない場合は、その控除できない部分の金額は翌期以降3年間繰越控除できますが、非上場株式に係る譲渡損失は、繰越控除できません。

また、同一特定口座内における上場株式等の譲渡損と譲渡益、配当等については損益通算されますが、複数の特定口座を利用しているときに損益通算をしたい場合には、確定申告を行う必要があります。



## 相続のお役立ち情報

### 【債務控除について】

相続税を計算するにあたっては、預貯金や不動産などのプラスの財産評価ばかりに意識が集中してしまい、マイナスの財産である債務控除については、忘れがちになってしまうことがあるかと思えます。

葬儀費用などは、その時の慌しさに流されて、相続の計算をしようとしたときに「領収書が見当たらない」というケースも見られます。

相続税額は、預貯金や不動産などの相続財産評価額から、被相続人の残した債務と葬儀にかかった費用を控除して計算します。

債務控除のための証拠資料は、銀行の残高証明書がベストですが、実務としてはメモ書きであっても認められます。

ただ、債務があることが確実でも、その金額が曖昧であるときは、現況で「確実」と認められる範囲の金額だけが控除されます。

代表的なものは、住宅取得に伴う借入金ですが、**未払金、地方税の住民税や固定資産税も含まれます。**

このほか、親子間での貸し借りも盲点となっており、子供が親にお金を貸して、親が返済せずに他界してしまった場合は、**第三者との貸し借りのように**

**契約書等があれば、債務控除の対象とすることができます。**

最後に、連帯保証債務については、相続の発生時に債務が存在する必要があるため、残念ながら、債務控除の対象とすることは難しいです。



### ✿健康保険料・介護保険料の改定✿

令和6年3月分（4月納付分）から協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が改訂されます。健康保険料は都道府県によって異なりますので、協会けんぽのHPでご確認ください。

### ✿スタッフブログ✿

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >



## 優経税理士法人

（経済産業省認定）経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心よりお  
待ちしております。